

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 3 9 号
件 名	納入通知書の納期限を適正に表示するよう求めることについて
要 旨	<p>新潟市財務規則第 51 条第 3 項には、「納入通知書は、法令、契約その他に別に定めがあるもののほか、調定の日から 10 日以内の期限を指定して発しなければならない。」と規定されています。一方、新潟市のホームページのよくある質問、納付についての納期限が過ぎた納付書で納付できますかには、納期限（指定期限）を過ぎた納付書でも納付できます。ただし、コンビニエンスストアやペイジー・スマートフォン決済アプリでは納期限（指定期限）から 365 日を経過すると納付することができません。納期限（指定期限）から 365 日を経過した場合は、お近くの金融機関または各区役所区民生活課（中央区は窓口サービス課）、出張所、連絡所の窓口で納めてくださいと記載されています。納期限が過ぎた納入通知書を金融機関に行き出すと納付できます。これでは、納入通知書の納期限に調定の日から 10 日を指定している理由が分かりません。10 日の指定によって、例えば情報公開に伴う写しの交付を受ける期間が短く設定されることとなります。</p> <p>以上のことから、納期限を適正に表示することを求め陳情いたします。</p>
付 託 年月日 委員会	令和 5 年 12 月 4 日 総務常任委員会
受 理	令和 5 年 10 月 31 日 第 486 号